

令和 9 年度

公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム

～ 目次 ～

1	プログラムの名称	(1P)
2	プログラム責任者と施設の概要	(1P～2P)
3	歯科医師臨床研修プログラムの目標と特色	(2P)
4	プログラム管理運営体制	(2P)
5	到達目標 基本的診療業務 「1. 基本的診療能力等」 「2. 歯科診療に関連する連携と制度の理解等」	(3P～9P)
6	研修の期間割	(9P)
7	研修内容	(10P)
8	指導体制	(10P)
9	研修歯科医評価	(10P)
10	プログラムの修了認定	(10P)
11	プログラム終了後のコース	(10P)
12	研修歯科医の処遇	(11P)
13	出願手続きと資料請求先	(12P)

資料1（公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム）

資料2（到達目標と自己評価）

1. プログラムの名称 : 公立甲賀病院歯科医師臨床研修プログラム

単独型臨床研修病院

2. プログラム責任者と施設の概要

①施設の概要

名称等	公立甲賀病院 〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地 電話:0748-62-0234 FAX:0748-63-0588 ホームページ https://www.kohka-hp.or.jp/index.html
院長	辻川 知之(臨床研修管理委員会委員長)
プログラム責任者	蠅庭 秀也
事務部門の責任者	佐井 良昌
研修管理委員会の名称	公立甲賀病院歯科医師臨床研修管理委員会
研修歯科医定数	1 名
病院の沿革・特徴	公立甲賀病院は、昭和 14 年産業組合病院として設立され、昭和 35 年に甲賀郡 7 か町の組合立病院へと設立母体が変わりました。平成 16 年 10 月 1 日からは、町村合併により湖南市および甲賀市の 2 市による組合立病院となり、また平成 31 年 4 月からは地方独立行政法人公立甲賀病院となりました。 当院は甲賀保健医療圏の中核病院として、「私たちは、個人の人格を尊重し、思いやりの心をもって信頼される全人的医療を実践します。」を理念に掲げ医療内容の充実を図っています。保健・医療・福祉機関との連携を密に、高度医療・救急医療・疾病予防・健康促進活動ならびに在宅医療(介護)など、充実した最新の医療機器で、迅速かつ的確な診断・治療をめざす医療とともに、地域に密着したより幅広い医療を提供しています。
診療科目	歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、内科、脳神経内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科、呼吸器内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、肛門外科、乳腺外科、精神・心療内科、小児科、整形外科、リウマチ科、麻酔科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻いんこう科、皮膚科、形成外科、放射線科、放射線診断科、放射線治療科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科(36 科)
各医学会の認定状況	厚生労働省臨床研修指定施設(歯科)、日本口腔外科学会専門医制度研修施設、日本神経学会専門医制度准教育関連施設、日本循環器学会認定循環器専門医研修施設、日本消化器内視鏡学会指導施設、日本透析医学会専門医制度認定施設、日本整形外科学会専門医制度研修施設、日本外科学会外科専門医制度修練施設、日本消化器外科学会専門医修練施設、日本脳卒中学会専門医認定制度研修教育病院、日本泌尿器学会泌尿器科専門医教育施設、日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設、日本麻酔科学会麻酔科認定病院、日本医学放射線学会 放射線科専門医修練機関、日本病理学会研修登録施設、日本インターベンショナルラジオロジー学会専門医修練認定施設、日本がん治療認定医機構認定研修施設、マンモグラフィー検診施

	設、日本栄養治療学会 NST 稼働施設、周産期母体・胎児専門医暫定研修施設、医療安全全国共同行動参加登録証、日本糖尿病学会教育関連施設、日本消化器病学会認定施設、厚生労働省臨床研修指定施設(医科)、日本認知症学会専門医制度教育施設、日本脳卒中学会一時脳卒中センター、日本大腸肛門学会認定施設、日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡専門医制度認定施設
病床数	413 床(一般 409 床、感染 4 床)
関連施設	歯科保健センター、甲賀看護専門学校(3年課程)、公立甲賀病院訪問看護ステーション、公立甲賀病院居宅介護支援事業所、公立甲賀病院訪問リハビリテーション事業所、公立甲賀病院居宅サービス事業所、院内学級(わかば学級水口小学校分校)(あすなろ学級水口中学校分校)、院内保育所

②プログラム責任者及び臨床研修指導歯科医

	氏名	役職	指導責任者の資格
プログラム責任者及び 臨床研修指導歯科医	蠅庭 秀也	歯科口腔外科主任部長	日本口腔外科学会専門医 博士(歯学)

研修協力施設	なし
--------	----

3. 歯科医師臨床研修プログラムの目標と特色

目標

インフォームドコンセントに基づいた歯科医学全般にわたる基本知識を確実に取得し、それに立脚した臨床歯科医学の研修・総合病院における歯科という環境を生かし、リスク患者に対する全身管理に関する研修と同時に障害者に対する対応の研修を行う

特色

インフォームドコンセントに基づいた歯科医学全般にわたる基本知識を確実に取得し、それに立脚した臨床歯科医学の研修・総合病院における歯科という環境を生かし、リスク患者に対する全身管理に関する研修と同時に障害者に対する対応の研修を行う

4. プログラム管理運営体制

公立甲賀病院歯科医師臨床研修管理委員会の監督のもと、プログラム責任者が主体となり管理運営を行う

5. 到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る

7. 情報・科学技術を活かす能力

- ① 情報倫理(AI 倫理を含む)及び個人情報を含むデータ保護に関する原則を理解し、実践する
- ② 健康・医療・介護に関わる情報倫理及びデータ保護に関する原則を理解し、実践する
- ③ 医療・保健・介護分野での Internet of Things (IoT)技術や AI 等のデータの適切な活用について解する

8. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する

- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する
- ③予防医療・保健・健康増進に努める
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する

9. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける
- ② 科学研究方法を理解し、活用する
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する

10. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

（1）基本的診察・検査・診断・診療計画 必要症例数 ①～⑥を一連として 25 例

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する
 - ・初診患者に医療面接を行い、適切に病歴を聴取する
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する
 - ・現症を適切に記載する
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する
 - ・診断に必要な X 線検査、検体検査及び生体検査を選択し、結果を評価する
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う
 - ・主訴現病歴、現症及び検査結果を総合的に判断して診断を行う
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する
 - ・患者の主訴の改善を目的に臨床診断のもと、一口腔単位の診療を計画する
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉や十分な説明を行い患者及び 家族の意思決定を確認する
 - ・正確に情報を整理し、患者にわかりやすく説明し、同意を得る

(2) 基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する

- ・研修内容：歯科衛生士とともに、ブラッシングや食事の摂取等の口腔衛生指導を行う
必要症例数：5 例

②一般的な歯科疾患に対応するため必要と基本治療及び管理を実践する

a. 歯の硬組織疾患

- ・研修内容：コンポジットレジン修復、インレー修復
必要症例数：4 例

b. 歯髄疾患

- ・研修内容：抜髄処置、感染根管治療
必要症例数：4 例

c. 歯周病

- ・研修内容：歯周抜査、スケーリング、ルートプレーニング
必要症例数：10 例

d. 口腔外科疾患

- ・研修内容：普通抜歯、埋伏歯抜歯
必要症例数：6 例

e. 歯質と歯の欠損

- ・研修内容：局部床義歯、全部床義歯
必要症例数：3 例

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

- ・研修内容：摂食嚥下機能訓練
必要症例数：1 例

③基本的な応急処置を実践する

- ・研修内容：救急外来にて顎頭痛口腔外傷の修復処置
必要症例数：2 例

④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する

- ・研修内容：救急外来にて顎頭痛口腔外傷の修復処置
必要症例数：2 例

⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示等）を作成する

- ・研修内容：診療録記載 処方せん及び歯科技工指示書の作成
必要症例数：15 例

⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する

- ・研修内容：院内リスクマネジメント会議に参加し研修を行う
必要症例数：1 例

- ⑦インシデント、ヒヤリ・ハット事例等を経験したら、報告書等を作成するとともにその発生要因を分析することにより、必要な対策について理解し、実践する
- ・研修内容：インシデントレポートの作成
- 必要症例数：2例

(3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する
- ・研修内容：医療面接にて患者の全身状態を把握し、歯科診療において留意すべきことを説明する
- 必要症例数：2例
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医と診療情報を共有する
- ・研修内容：他病院に対して指導内容、検査結果などの把握のため、主治医と診療情報提供書により共有する
- 必要症例数：2例
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う
- ・研修内容：高血圧症、心疾患患者や高齢者の循環状態のモニタリングを行う
- 必要症例数：1例
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する
- ・研修内容：実際の併発症や偶発症の発症時に対応を介助して実践する
- 必要症例数：1例
- ⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する
- ・研修内容：基本的な術前・術後管理をそれぞれの患者に対して術前からテキストなどで予習し実践する
- 必要症例数：1例

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する
- ・研修内容：各ライフステージの特徴を理解し、基本的事項をテキスト等で学び臨床の場面で実施する
- 必要症例数：5例
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する
- ・研修内容：ライフステージにより留意すべき内容、治療計画が異なることを把握し、診療にあたる
- 必要症例数：5例
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する
- ・研修内容：指導歯科医と共に在宅患者を訪問し、診療を行う
- 必要症例数：1例

2. 歯科診療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職との連携

①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る

- ・研修内容：歯科衛生士とともに口腔衛生管理を実施する

必要症例数：2 例

②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る

- ・研修内容：歯科技工士とともに補綴物の設計を検討し技工指示書を作成する

必要症例数：2 例

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する

- ・研修内容：NST、RST などの院内連携活動に参加し、歯科専門職の役割を実践する

必要症例数：1 例

(2) 多職種連携、地域医療

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する

- ・研修内容：超高齢社会における地域包括ケアシステムの実際を経験する

必要症例数：1 例

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する

- ・研修内容：地域包括ケアシステムにおける歯科医療を実践する

必要症例数：1 例

③在宅療養患者や介護施設等の入所に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、その目的を理解し参加する。医療過誤について説明する

- ・研修内容：地域包括ケアにおける多職種連携を実践する。連携不十分などによる医療過誤のリスクを理解する

必要症例数：1 例

④訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する

- ・研修内容：訪問歯科診療を経験し、医療・介護関係職種と連携を実践する

必要症例数：1 例

⑤病院における歯科の役割を理解し、病院内の医科との連携を経験する

- ・研修内容：地域包括ケア病棟患者の歯科治療で病院内の医科との連携を行う

必要症例数：1 例

⑥がん患者等の周術期や回復期等の入院患者の口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する

- ・研修内容：多職種の関わる入院患者において、周術期口腔管理を実践する

必要症例数：3 例

⑦入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する

- ・研修内容：周術期の患者の入退院の歯科医療者としての役割を経験する
- 必要症例数：1 例

(3) 地域保健

①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する

- ・研修内容：地域の保健・福祉の関係機関、関係職種とともに歯科連携を経験する
- 必要症例数：1 例

②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する

- ・研修内容：地域保健活動に参加する
- 必要症例数：1 例

③歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する

- ・研修内容：地域の歯科検診を経験する
- 必要症例数：1 例

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する

- ・研修内容：関係法規について指導医が講義を行い、講義についてレポートを作成する
- 必要症例数：1 例

②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する

- ・研修内容：療養担当規則を理解した適切な歯科保険診療を行う
- 必要症例数：1 例

③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する

- ・研修内容：介護保険制度にのっとった居宅訪問診療を経験する
- 必要症例数：1 例

必要症例数合計：129 症例

目標症例数：150 症例

6 研修の期間割

研修期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

(すべての医療行為は指導歯科医の指示、助言のもとに行う)

- ①第一期(3ヶ月間)：心構え、病院諸規定等のオリエンテーション、指導歯科医のもとに歯科疾患全般の診査、診断、治療法の研修、臨床必要事項の講義実習
- ②第二期(3ヶ月以降)：指導歯科医のもと主治医として責任をもって外来患者の診査、診断・治療を行う
- ③第三期(6ヶ月以降)：外来研修と歯科外来救急患者の診査、診断・治療と入院患者管理について研修

7 研修内容

外来診療における主要歯科疾患の診査・診断・治療を独立して行えることを目標に、保存修復学・歯内療法学・歯周病学・歯科補綴学・小児歯科学・矯正歯科学・口腔外科学・障害者歯科学の臨床実習・局所麻酔・レントゲン撮影法・臨床検査実施法・救急蘇生法の講義と実習を研修する。また、症例検討・抄読会・術前検討会での研修も行う

8 指導体制

指導歯科医の直接の指導を中心とする

- ・指導責任者（指導歯科医）が、研修歯科医の指導・評価を行う
- ・指導責任者（指導歯科医）と研修歯科医のマンツーマン指導による
- ・指導責任者（指導歯科医）は、症例数、レポート数が不足しないようサポートする

9 研修歯科医評価（資料2）

必修科目は全て網羅すること。また修了予定者は2月末までにレポートを作成し、発表を行うこととする

- ①研修歯科医は、研修終了時に、研修到達目標、症例、レポートおよびプログラムに沿って、自己評価を行い指導歯科医の評価を受ける
- ②研修歯科医の自己評価および指導歯科医の評価はA、B、Cの3段階とする
A：到達目標に達した B：目標に近い C：努力が必要
- ③①について（症例、レポート数を含む）臨床研修管理委員会で審査し、到達目標達成を確認する
- ④研修歯科医の態度等適切な評価を行う観点から、指導歯科医だけではなく、研修歯科医に関わる関係者（他職種等を含む。）からの多面評価を行う
- ⑤修了判定を行う項目：レポート、自己評価シート、指導歯科医の評価、関係者の多面的評価
- ⑥修了判定を行う基準：自己評価及び指導歯科医の評価においてC（努力が必要）とされた項目が3割以上で不認定

10 プログラムの修了認定

研修歯科医から申告される自己評価結果および指導歯科医による評価結果に基づき、臨床研修管理委員会において初期臨床研修の修了を認定する

委員長は、研修修了者に対し「修了証書」を交付する

11 プログラム終了後のコース

研修終了後、成績が優秀な者は、定員に欠員があれば、公立甲賀病院に就職することができる
または大学、他病院への就職等の進路がある

12 研修歯科医の処遇

- ①身分等 …有期雇用職員（非常勤医師としての雇用）とする
- ②勤務時間等 …勤務時間 8：30～17：15 勤務日数、勤務時間、休憩時間は正規職員に準ずる
土日祝日、12/29～1/3 は休日とする。休憩時間（12:00～13:00 まで）
- ③有給休暇 …10 日間
- ④給与 …研修 1 年目 月額 350,000 円（時給換算 2,276 円）
賞与 年額 1,050,000 円
- ⑤手当 …待機手当、通勤手当、宿日直手当、時間外手当、休日勤務手当、住居手当等の支給基準は別に定めるところによる
- ⑥保険 …健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険については有期雇用職員に準じて適用する
- ⑦宿舍 …研修医が個人として契約した物件（病院規定に従い住居手当を支給）
- ⑧医師賠償保険…病院を被保険者とした賠償責任保険に加入する
- ⑨健康管理 …健康診断および予防接種を正規職員に準じて実施する
- ⑩学会参加等 …全国学会参加の場合：参加費 年一回補助
交通費 年間二往復まで補助（開催都市により定額）
宿泊費 年間二泊まで補助（一泊一万円）
全国学会発表の場合：参加費 常に補助
交通費・宿泊費 診療科研究費がある診療科のみ使用可
地方会の場合：参加費・旅費をすべて支給（年間上限 3 万円）
令和 8 年度「学会出張の補助規定」より抜粋
- ⑪当直業務 …なし。ただし時間外勤務、待機業務はあり
- ⑫その他
 - ・詳細は、公立甲賀病院研修医取扱規程に定める
 - ・研修医の服務等については、公立甲賀病院職員服務規定を遵守しなければならない
 - ・研修歯科医のための病院内の部屋の有無・・・有
 - ・ハラスメント等の相談体制・・・有
 - ・公益通報窓口・・・有

13 出願手続きと資料請求先

- ・ 出願期間・試験日 各年度の研修歯科医募集要項にて公表する
- ・ 出願書類 臨床研修医申込書、履歴書、卒業見込証明書または歯科医師免許書（写）、成績証明書
- ・ 募集時期 令和8年7月頃から
- ・ 選考時期 令和8年8月頃から
- ・ 研修開始時期 令和9年4月
- ・ 選考方法 面接による
- ・ 採否 マッチングに参加する
マッチングの結果に基づき、研修管理委員会の審査を経て病院長が決定する
- ・ その他 マッチングの結果、定員に空きがある場合は、別途募集要項を公表する
- ・ 資料請求先 〒528 - 0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地
公立甲賀病院 人事課 TEL : 0748-62-0234（代表） FAX : 0748-63-0588